

【参考規定案類型 I】

特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者の間の規定案
特定社会基盤事業者と重要維持管理等の委託の相手方の間の規定案

1. 本参考規定案及び解説の目的と位置付け

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 3 章に規定する特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（以下「本制度」という。）への対応に当たっては、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方との間において、本制度への対応に必要な届出事項に係る情報の取得等を契約等で規定することが想定されます。

本参考規定案及び解説は、本制度の円滑な運用の観点から、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方間で合意することが想定される規定の案及びその考え方を示すものです。規定の形式としては、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に係る契約本体に関し、別途覚書（以下「本覚書」という。）の形式で合意を行うことを想定した形式としています。なお、特定重要設備の特性等により、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方との間で既存の契約関係がない場合においても、本参考規定案を参考に本覚書と同趣旨の契約を締結することが考えられます。

本参考規定案は、経済安全保障推進法及び主務省令等の規定や内閣府及び事業所管官庁からパブコメ回答で示された運用の考え方等を前提に、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方間で合意されることが想定される主な事項をカバーしたものです。あくまで実務の参考のための一案となります。すなわち、当事者間で取り決めるべき事項の内容や形式は、個別の特定社会基盤事業の性質や個別事業者間における取引・契約の実態に応じて様々であるところ、個別事業者において、本制度の円滑な運用という観点から最も適切な内容・形式を選択することは妨げられません¹。個別の

¹ 例えば、特定社会基盤事業者の中には、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人等が含まれますが、これらの主体が設備の調達等を行う際には入札手続が必要になる場合があります。本制度と入札手続との関係については、令和 5 年 10 月 6 日に内閣府が公表した「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度における入札契約に関する制度の整合的な運用について」で考え方が整理されているところ、入札公告や入札契約等において、本参考規定案を参考としつつ、適切な定めを置くことになると考えられます。

また、本参考規定案は、特定社会基盤事業者と特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方との間の契約を想定したものです。実務においては、例えば、特定社会基盤事業者が、特定重要設備の供給者との契約とは別に、構成設備の供給者との間でも直接契約を締結するような場合もあり得ると考えられます。このような場合には、本参考規定案も参考にしつつ、取引実態に応じた適切な覚書等を締結することになると考えられます。

事業分野における実務慣行等がある場合には、それを踏まえた適切な条項を用いることも考えられますし、導入又は委託の対象となる設備又は役務の内容や提供方法に照らして、本参考規定案に示すような契約上の手当てをせずとも、届出事項に係る情報の取得やリスク管理措置の実施に不足がないという判断がなされることも考えられます。

また、本参考規定案の公表時において、既に事業者間で本制度への対応に関する契約等が締結されており、当事者において既に必要な事項が網羅されていると考える場合において、本参考規定案に基づく契約等を新たに結びなおすことを推奨するものでもありません。

なお、本制度の対応に当たっては、各リスク管理措置への対応等のための費用負担、導入等計画書に係る特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関し、主務大臣から変更又は中止の勧告を受けずに禁止期間が経過することが困難であることが明らかになった場合の契約解除や費用負担、いずれかの当事者に本参考規定案の経済安全保障推進法関連条項の違反があった場合の契約解除や損害賠償の定めも必要になると考えられます。しかし、これらの事項については、国から一律の基準を示すことは適切でないと考えられることから、本参考規定案では規定案を示しておりません。個別の特定社会基盤事業の性質や個別事業者間における取引・契約の実態に応じて、事業者間で適切な取り決めを行うようにして下さい。

この関係では、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）」17頁において、「事業所管大臣は、事務的な費用を含む特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に必要な負担について、特定社会基盤事業者から特定重要設備の供給者等に対する不当な転嫁が行われないようにするなど、適切な監督等を通じ、特定重要設備の供給者等に過度な負担が生じないよう取り組むこととする。」と記載されています。特定の事業者が過大又は不相当に重い負担を負うことのないよう、事業者間で適切な取り決めを行うことが重要です。

以下の参考規定案では、第1条から順に条文番号を記載していますが、あくまでも便宜上のものであり、各事業者間で覚書等を締結する際には、本参考規定案の順番どおりの番号とする必要はありません。また、個別の状況に応じて、必要な条項（例えば契約解除に関する条項、費用負担に関する条項、損害賠償に関する条項等）の追加や不要な条項の削除をしていただくことは差支えありません。

2. 用語の定義

第1条（定義）

本覚書では、次の各用語は、次の各意味を有する。

用語	意味
甲	●●
乙	●●
経済安全保障推進法	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
主務省令	次の11の省令のうち、本覚書に規定する事項に適用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第61号） ・ 内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省令第2号） ・ 内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・法務省・財務省令第1号） ・ 内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・財務省令第6号） ・ 内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・財務省・農林水産省令第2号） ・ 内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・厚生労働省

	<p>令第6号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令（令和5年内閣府・農林水産省令第4号） ・ 総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年総務省令第64号） ・ 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年厚生労働省令第103号） ・ 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年経済産業省令第41号） ・ 国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年国土交通省令第62号）
特定社会基盤事業	経済安全保障推進法第50条第1項に定める意味を有する。
特定重要設備	経済安全保障推進法第50条第1項に定める意味を有する。
構成設備	特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為（特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為をいう。）の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
構成設備の供給者	構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者
重要維持管理等	経済安全保障推進法第52条第1項に定める意味を有する。
導入等計画書	経済安全保障推進法第52条第1項に定める意味を有する。
禁止期間	経済安全保障推進法第52条第3項から第5項の規定に基づき、届出をした導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間
本件特定重要設備	第2条第1項において定義される意味を有する。
本件重要維持管理等	第2条第1項において定義される意味を有する。
原契約	第2条第2項において定義される意味を有する。
設立準拠法外国等	第3(a)条第1項第1号において定義される意味を有する。
再委託の相手方等	第3(b)条第1項第1号において定義される意味を有する。

重要な変更	第 5(b)条第 1 項柱書において定義される意味を有する。
秘密情報	第 12 条第 1 項柱書において定義される意味を有する。

<解説>

- 「甲」には、特定社会基盤事業者（経済安全保障推進法第49条第1項に定める意味を有する。）が入ります。
- 「乙」には、特定重要設備の供給者（特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者）又は重要維持管理等の委託の相手方が入ります。
- 「特定社会基盤事業」について、「経済安全保障推進法第50条第1項に定める意味を有する。」という定義は、具体的には、同項各号に掲げる事業のうち、特定社会基盤役務（国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。）の提供を行うものとして経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令第9条各号で定める事業を意味します。
- 「特定重要設備」について、「経済安全保障推進法第50条第1項に定める意味を有する。」という定義は、具体的には、特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものを意味します。
- 「重要維持管理等」について、「経済安全保障推進法第52条第1項に定める意味を有する。」という定義は、具体的には、特定重要設備の維持管理又は操作（当該特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものに限る。）を意味します。
- 「導入等計画書」について、「経済安全保障推進法第52条第1項に定める意味を有する。」という定義は、具体的には、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書を意味します。

3. 特定重要設備及び重要維持管理等について、甲乙双方で対象を明確にするための条項

第2条（目的）

1. 甲及び乙は、甲が経済安全保障推進法に規定する特定社会基盤事業者として指定された者であること、[〇〇が特定重要設備に該当すること／〇〇が重要維持管理等に該当すること（以下、本覚書において、特定重要設備に該当する〇〇を、「本件特定重要設備」という。／以下、本覚書において、重要維持管理等に該当する〇〇を、「本件重要維持管理等」といい、本件重要維持管理等の対象となる特定重要設備を「本件特定重要設備」という。）]、及び甲の提供する役務の安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態が生じるおそれ大きいことに鑑み、甲が適切に同法に基づく義務を履行できるよう、相互に真摯に協力するものとする。
2. 前項の目的に鑑み、甲及び乙は、経済安全保障推進法に基づく[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の委託]に係る対応に関し、甲及び乙の間の〇年〇月〇日付〇〇契約（以下「原契約」という。）の規定と本覚書の規定に矛盾がある場合、本覚書の規定を優先的に適用することに合意する。

<解説>

- 本条は目的規定であり、甲乙双方の間において、導入又は委託の対象となる設備又は役務が、経済安全保障推進法の適用対象となる特定重要設備又は重要維持管理等であることを確認するとともに、本覚書の目的が同法の遵守を確保することにあることを明確にするものです。
- 本参考規定案の条文部分（表題を除きます。）においては、本条以降、甲乙間において導入又は委託の対象となる具体的な設備又は役務を「本件特定重要設備」又は「本件重要維持管理等」と表記しています。もっとも、導入又は委託の対象となる設備又は役務が複数存在する場合等、個別の事業者間においてより明確化が必要と考える場合には、これら設備又は役務を固有名詞に置き換えることや、対象となる設備又は役務について別表で一覧化して定義するといった対応も考えられます。なお、本参考規定案の解説部分においては、単に「特定重要設備」又は「重要維持管理等」との用語を用いています。
- 本参考規定案は、特定重要設備の供給導入又は重要維持管理等の委託に係る契約本体に付随して別途覚書の形式で締結されることを想定した形式としているところ、原契約の規定と、それに関する特別な合意である本覚書の規定が矛盾する場合には、後者を優先して適用する旨を明記し、経済安全保障推進法の遵守に必要な規定の適用を確保しています。

4. 特定社会基盤事業者が法第 52 条第 1 項の導入等計画書（及び同条第 11 項の緊急導入等届出書）を届け出るために必要な条項及び法第 54 条第 4 項の変更報告に必要な情報を取得するための条項

(1) 導入に関する条項

第 3(a)条（情報提供）

1. 乙は、甲に対し、本覚書締結後甲の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で甲の指定する次の各号に掲げる事項を書面又は電子メール等の甲が指定した方法により報告する。また、乙は、本件特定重要設備の導入を行う前に甲に対して報告した事項について変更が生じた場合（第 5(a)条に基づき事前通知が必要とされている事項及び主務省令第 24 条に掲げる事項を除く。）又は本件特定重要設備の導入後に構成設備の種類、名称若しくは機能につき変更が生じた場合には、速やかに甲に対し書面又は電子メール等の甲が指定した方法によりその変更内容を連絡するものとする。ただし、構成設備が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の登録を受けているクラウドサービスである場合は、当該構成設備の供給者に関する第 2 号から第 5 号の事項についてはこの限りでない。
- (1) 乙及び構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たって準拠した法令を制定した国又は地域（以下「設立準拠法国等」という。）
 - (2) 乙及び構成設備の供給者の総株主等の議決権の 5%以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合
 - (3) 乙及び構成設備の供給者の役員の氏名、生年月日及び国籍
 - (4) 甲の導入等計画書の届出の日の 2 か月前の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか一の事業年度における乙又は構成設備の供給者の各売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等（外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。）との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 25%以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における乙又は構成設備の供給者の各売上高の総額に占める割合
 - (5) 本件特定重要設備及び構成設備を製造する工場又は事業場の所在地
 - (6) 構成設備の種類、名称及び機能
 - (7) その他、甲と乙又は乙と構成設備の供給者が別途合意した、本件特定重要設備の導入に当たって特定妨害行為を防止するための措置の実施を証するために必要な事項

2. 乙は、甲に対し、本覚書締結後甲の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で甲の指定する次に掲げる書類（ただし、別途の合意のない限り、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、甲の導入等計画書の届出の日において有効なものに限り、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を提出する。
 - (1) 乙及び構成設備の供給者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 乙及び構成設備の供給者の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあつては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）
3. 前二項の定めにかかわらず、乙又は構成設備の供給者は、経済安全保障推進法で認められている限度において、これら各項に定める情報及び書類を主務大臣に対して直接提出することができるものとする。
4. 前項の場合において、乙は、乙又は構成設備の供給者が主務大臣に直接提出する情報、書類の名称及び導入等計画書におけるどの届出事項に関する情報であるかをあらかじめ甲に通知するものとする。乙は、甲乙間で別途協議して定める期限までに前項の直接提出を行い又は構成設備の供給者をして直接提出を行わせ、提出後速やかに甲に報告する。
5. 乙は、前各項に基づき乙が負う義務を担保するため、構成設備の供給者に対して本覚書における乙の甲に対する義務と同等の契約上の義務（構成設備の供給者において、本覚書に基づき乙が甲に対して報告義務、書類提出義務その他の協力義務を負う事項につき、乙に対して報告、書類提出その他の協力をすることを含む。）を課す等適切な措置を講じ、甲の求めに応じて構成設備の供給者に関する事項を報告しなければならない。乙は、構成設備の供給者が、乙及び構成設備の供給者の間の契約上の義務を履行するために、甲及び構成設備の供給者に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
6. 経済安全保障推進法第52条第4項に基づく主務大臣の審査の過程において、甲又は乙に対して、官公庁から問い合わせ等があった場合においては、乙は、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
7. 甲は、乙が本条に基づく義務を履行するために、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。

(2) 重要維持管理等の委託に関する条項

第 3(b)条 (情報提供)

1. 乙は、甲に対し、本覚書締結後甲の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で甲の指定する次に掲げる事項を書面又は電子メール等の甲が指定した方法により報告する。また、乙は、本件重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に甲に対して報告した事項について変更が生じた場合（第 5(b)条に基づき事前通知が必要とされている事項及び主務省令第 24 条に掲げる事項を除く。）には、速やかに甲に対し書面又は電子メール等の甲が指定した方法によりその変更内容を連絡するものとする。
 - (1) 乙及び乙から本件重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して本件重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法等
 - (2) 乙及び再委託の相手方等の総株主等の議決権の 5%以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合
 - (3) 乙及び再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍
 - (4) 甲の導入等計画書の届出の日の 2 か月の日以前に終了した直近の 3 事業年度のうち、いずれか一の事業年度における乙及び再委託の相手方等の各売上高の総額のうち同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 25%以上である場合にあつては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における乙及び再委託の相手方等の各売上高の総額に占める割合
 - (5) 乙が他の事業者にも再委託する本件重要維持管理等の内容及び時期又は期間
 - (6) 本件重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者にも再委託して本件重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託する本件重要維持管理等の内容及び時期又は期間
 - (7) その他、甲と乙又は乙と再委託の相手方等が別途合意した、本件重要維持管理等の委託に当たって特定妨害行為を防止するための措置の実施を証するために必要な事項
2. 乙は、甲に対し、本覚書締結後甲の求めがあった場合には、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要な範囲で甲の指定する次に掲げる書類（ただし、別途の合意のない限り、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、甲の導入等計画書の届出の日において有効なものに限り、その他のものにあつては、当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）を提出する。

- (1) 乙及び再委託の相手方等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 乙及び再委託の相手方等の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）
3. 経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令第17条の規定により、甲が再委託の相手方等に係る一部事項の記載及び書類の添付を省略する場合には、乙は、当該再委託の相手方等において次に掲げる措置を講じていることを証する書類その他必要な情報等を甲に提出するものとする。
- (1) 当該再委託の相手方等が、再委託された本件重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置
 - (2) 当該再委託の相手方等が、再委託された本件重要維持管理等に係る業務に従事する職員による本件特定重要設備の本件重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、本件重要維持管理等を行う本件特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期的に又は随時に、監査するための措置
4. 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙又は再委託の相手方等は、経済安全保障推進法で認められている限度において、本条に定める情報及び書類を主務大臣に対して直接提出することができるものとする。
5. 前項の場合において、乙は、乙又は再委託の相手方等が主務大臣に直接提出する情報、書類の名称及び導入等計画書におけるどの届出事項に関する情報であるかをあらかじめ甲に通知するものとする。乙は、甲乙間で別途協議して定める期限までに前項の直接提出を行い又は再委託の相手方等をして直接提出を行わせ、提出後速やかに甲に報告する。
6. 乙は、前各項に基づき乙が負う義務を担保するため、再委託の相手方等に対して本覚書における乙の甲に対する義務と同等の契約上の義務（再委託の相手方等において、本覚書に基づき乙が甲に対して報告義務、書類提出義務その他の協力義務を負う事項につき、乙に対して報告、書類提出その他の協力をすることを含む。）を課す等適切な措置を講じ、甲の求めに応じて再委託の相手方等に関する事項を報告しなければならない。乙は、再委託の相手方等が、乙及び再委託の相手方等の間の契約上の義務を履行するために、甲及び再委託の相手方等に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
7. 経済安全保障推進法第52条第4項に基づく主務大臣の審査の過程において、甲又は乙に対して、官公庁から問い合わせ等があった場合においては、乙は、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。

8. 甲は、乙が本条に基づく義務を履行するために、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。

<解説>

※第3(a)条及び第3(b)条共通

1. 概要

- (1) 特定社会基盤事業者は、①他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合や②他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合には、あらかじめ、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書（以下「導入等計画書」といいます。）を作成し、一定の書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければなりません（法第52条第1項）。
- (2) なお、特定社会基盤事業者が、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（以下「施行令」といいます。）第10条に定める者（特定重要設備の導入を行う特定社会基盤事業者と実質的に同一と求められる者や国の機関など）から、特定重要設備の導入を行う場合には、当該特定重要設備に同条で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除き、導入等計画書を届け出る必要はありません（法第52条第1項）。
- (3) 導入等計画書の記載事項は概要、以下のとおりです。
- ア. 特定重要設備の導入を行う場合
- (ア) 特定重要設備の概要（法第52条第2項第1号）
 - (イ) その他主務省令で定める事項（法第52条第2項第4号、主務省令第16条）
 - (ウ) 導入の内容及び時期（法第52条第2項第2号イ）
 - (エ) 特定重要設備の供給者に関する事項（法第52条第2項第2号ロ）
 - (オ) 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（構成設備）に関する事項（法第52条第2項第2号ハ）
- イ. 特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合
- (ア) 特定重要設備の概要（法第52条第2項第1号）
 - (イ) その他主務省令で定める事項（法第52条第2項第4号、主務省令第16条）
 - (ウ) 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間（法第52条第2項第3号イ）
 - (エ) 重要維持管理等の委託の相手方に関する事項（法第52条第2項第3号ロ）
 - (オ) 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託に関する事項（法第52条第2項第3号ハ）
- (4) 上記のうち、(イ)、(エ)及び(オ)に関する事項については、特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方（以下、総称して「供給者等」といいます。）から情報の提供を受ける必要があることから、供給者等との契約において、必要な情報を収集できるように担保する必要があります。3(a)条においては、特定重要設備の導入を行う場合、3(b)条においては、特定重要設備の重要

維持管理等の委託を行う場合について、参考規定案を示しています。なお、本参考規定案では、乙は甲及び構成設備の供給者又は再委託の相手方等に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする旨規定していますが、当該協力義務については、二次ベンダーである構成設備の供給者が三次ベンダーである構成設備の供給者に対して、又は、再委託の相手方が再々委託の相手方に対して合理的な協力を行うという形で、協力を連鎖させることも想定されます。この場合、二次ベンダー以降又は再委託の相手方以降の協力義務については、ベンダー間又は再委託の相手方等間で類型Ⅱの条項例をアレンジして使用することにより、義務を最終委託先まで連鎖させることが可能です。乙が甲に対し情報等の提供を行うタイミングについては、法律上は導入等計画書による届出の時期は具体的に規定されておらず、甲の任意（禁止期間があることを踏まえ然るべきタイミングで届出を行うこと）となります。

- (5) なお、本参考規定案では、事業者において、導入等計画書の記載事項等を法律や主務省令の原文を遡って確認することは煩瑣であることに鑑み、供給者等から提出を求める情報や書類を逐一明示する形式を採用しています。もっとも、個別の事業者間で、例えば「乙は、甲に対し、本覚書締結後甲の求めがあった場合には速やかに、経済安全保障推進法に基づく義務の履行に必要なものとして甲が指定する情報及び書類を提出するものとする。」といった簡易な条項を採用することも基本的に差支えないと考えられます。
2. 第3(a)条第1項柱書について
- (1) 特定重要設備の導入は、典型的には、供給者と特定社会基盤事業者との間における売買契約やシステムの構築を含めた請負型又は準委任型の契約が想定されます。乙の情報提供義務は甲の「経済安全保障推進法第52条第1項に基づく義務の履行に必要な範囲で」といった限定が付されており、甲は無限定に乙に対して情報の提供を求めることができるものではありません。
- (2) 留意点としては、導入等計画書の届出後、原則30日間は禁止期間（4か月まで延長され、又は、短縮されることもあります（法第52条第3項から第5項。））であり、この間は、原則として、その導入等計画書に記載された特定重要設備の導入等を行うことができません。
- (3) また、法第54条第4項では、特定社会基盤事業者は、
- ① 導入等計画書を届出済みかつ当該導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に法第52条第2項各号に掲げる事項（上記解説1.(3)）につき変更をしたとき、又は
 - ② 当該導入を行った後に同条第2項第2号ハに掲げる事項（構成設備）につき主務省令第25条第2項で定める変更をしたときは、
- 遅滞なく、当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならないとされています。ただし、①のうち、法第54条第1項が定める重要な変更（対応する条項は第5(a)条を

ご参照ください。)及び主務省令で定める軽微な変更(具体的な内容は主務省令第24条をご覧ください。)については、法第54条第4項に基づく事後報告の対象となっていない(法第54条第4項では重要度が中程度の変更のみについて事後報告が求められている)ことから、本参考規定案でも報告対象から除外しています。また、②の主務省令第25条第2項で定める変更とは、具体的には、構成設備の種類、名称又は機能の変更を指します。なお、本参考規程案は、あくまでも事業者間が契約期間内にあることを前提としており、契約終了後に情報提供義務を課すことを念頭においたものではありません。

3. 第3(a)条第1項但書について

- (1) 構成設備が政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP(イスマップ))の登録を受けているクラウドサービスである場合、当該設備に関しては、導入等計画書等の一部の記載事項を省略することが可能です。ISMAPの登録を受けているクラウドサービスリストは、ISMAPのウェブサイトにて確認することができます。
- (2) ただし、届出後にISMAPの有効期限が満了し更新が行われなかった場合など、ISMAPの登録を受けていないものとなった場合には、重要な変更として、省略することとしていた事項を追記した届出を、特定重要設備の導入を行う前に行う必要があります。
- (3) なお、構成設備がISMAPの登録を受けていないクラウドサービスである場合は、導入等計画書等の記載事項を省略することはできません。

4. 第3(a)条第1項第1号について

本参考規定案においては、供給者又は構成設備の供給者が法人であることを想定していますが、供給者等が個人である場合には、特定社会基盤事業者は、供給者等の氏名、住所及び国籍等の情報を求める必要があります。

5. 第3(a)条第1項第3号について

本参考規定案においては、供給者及び構成設備の供給者の役員等に関する情報として、供給者又は構成設備の供給者が株式会社であることを念頭に「役員に関する情報」としていますが、法人の形態によって、「役員に関する情報」は、以下の者に関する情報と置き換えることとなります(主務省令第9条第2項第2号)。

- ① 株式会社：取締役(指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)
- ② 持分会社：業務を執行する社員
- ③ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合：理事
- ④ 民法組合：組合員(民法第673条第3項に規定する業務執行者が業務を執行する組合にあつては、当該業務執行者)
- ⑤ その他の法人等：①から④に定める者に準ずる者

6. 第3(a)条第1項第7号について

- (1) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に当たって、特

定妨害行為を防止するための措置（リスク管理措置）を講じる必要があるとともに、リスク管理措置は導入等計画書の記載事項となっています（法第52条第2項第4号、主務省令第16条）。

- (2) リスク管理措置は、特定社会基盤事業者が講じるべき措置に加えて、特定社会基盤事業者が、特定重要設備や構成設備の供給者に対して実施を求め、供給者等から実施を証する情報の提供を受ける必要がある場合があります（特定社会基盤事業者が供給者等に対してリスク管理措置の実施を求める参考規定案については、本参考規定案第8条をご覧ください。）。第3(a)条は、リスク管理措置に関する措置を供給者等において講じていることに関する情報の提供を求めるものです。
- (3) リスク管理措置は、リスクの内容及び程度応じて講じられるべきものであり、措置の全てを常に講ずることが求められるわけではありません。また、特定社会基盤事業者の主体的な取り組みについても適切に評価されるものです。したがって、リスク管理措置に関する事項として、特定社会基盤事業者が、供給者に対してどのような内容の情報提供を求めるかは、特定社会基盤事業者と供給者の間の契約において、どのような内容のリスク管理措置の実施を契約内容とするかによります。

7. 第3(a)条第2項第1号について

海外法人における登記事項証明書に準ずるものについては、各国の制度によります。具体的には、諸外国の外国法人について、①登記事項証明書に準じる書類とは何か、②「役員」に相当する概念は何か、③役員の名、国籍等、生年月日を証する書類としてどのようなものが考えられるかがそれぞれ問題となります。この点に関し、例えば米国のデラウェア州やニューヨーク州では、企業の資格証明書として、**Certificate of Good Standing**（会社存続証明書）がしばしば用いられます。存続証明書には、法人の名称、設立日といった情報が記載され、例えばデラウェア州の商業登記制度では、登記された基本情報はインターネット上で一般に公開されています。

8. 第3(a)条第2項第2号について

本参考規定案においては、「乙の役員の旅券の写し……」としていますが、第1項第3号と同様、供給者等の法人の形態によって、具体的にどのような役職が「役員」に該当するかは異なります。

9. 第3(a)条第4項について

- (1) 供給者等は、以下の一部の機微な情報及び書類について、特定社会基盤事業者等を経由せず、直接、主務大臣に提出することができます。2024年3月22日現在、直接提出が可能な情報及び書類は、以下のとおりです。

ア. 議決権保有者の国籍等

イ. 供給者等の役員の名、生年月日、国籍、それらを証する旅券等の添付書類

ウ. 外国政府等との取引高の割合及び相手国

エ. リスク管理措置に関する情報の一部

- (2) 直接提出が可能な情報及び書類を、契約条項に明記する場合には、第4項の柱書を「乙又は構成設備の供給者は、次の各号に定める情報及び書類を主務大臣に対して直接提出することができるものとする。」と定め、また、直接提出が可能な情報及び書類を列挙することも可能です。
- (3) 直接提出可能なリスク管理措置に関する情報は2024年3月22日現在、以下のとおりです。
- ア. ①-2 特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されることを確認している。
 - イ. ②-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装することを確認している。
 - ウ. ③-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立していることを確認している。
 - エ. ④-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、構成設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認を行うことを確認している。
 - オ. ⑤-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が構成設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限することを確認している。
 - カ. ⑧-2 特定社会基盤事業者は、導入した特定重要設備の構成設備に不正な変更やそのおそれがあることを発見した場合には、構成設備の供給者が、詳細な調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることを確認している。
 - キ. ⑨-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者によるサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が十分に講じられることを確認している。
 - ク. ⑩-2 特定社会基盤事業者は、構成設備のサービス保証（故障対応や脆弱性対応等）が受けられなくなった場合を想定して、代替手段の検討等の必要な対策を自ら講じている。
 - ケ. ⑭-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。

コ. ⑮-2 特定社会基盤事業者は、構成設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等に対して報告することを契約等により担保している。

10. 第3(b)条第3項について

- (1) 他の事業者へ委託して重要維持管理等を行わせる場合には、最終的に委託を受けた者までの情報を導入等計画書等に記載することが原則です。
- (2) ただし、主務省令第17条に基づき、本項の要件の全てを満たす場合、導入等計画書等にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、要件を満たした再委託に係る記載事項の一部と、要件を満たした再委託の相手方の役員に関する書類の添付を省略することが可能となります。
- (3) 具体的な取り組み及び当該措置を講じていることを証する書類の例は「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」のQ49及びQ50に記載されているため、ご参照ください。

11. 第3(b)条第4項について

重要維持管理等の委託の場面において、直接提出可能なリスク管理措置に関する情報は2024年3月22日現在、以下のとおりです。

- ア. ① 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、特定重要設備の操作ログや作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順が明確に定められており、当該操作ログや作業履歴等の確認等により不正な変更の有無を定期的又は随時に確認することについて確認している。
- イ. ③ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している設計書や設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。
- ウ. ④ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、重要維持管理等の実施環境において、委託の相手方及び再委託の相手方等が定めた要員以外がアクセスできないよう、要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限することを確認している。
- エ. ⑤ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、重要維持管理等を実施する要員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めていることを確認している。
- オ. ⑧ 特定社会基盤事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等の事業安定性を、

委託の相手方及び再委託の相手方等の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等により確認している。

- カ. ⑨-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、届出を行う日の前日から起算して過去3年間の実績を含め、国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを確認している。
- キ. ⑩-2 特定社会基盤事業者は、再委託の相手方等が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者又は再委託を行った者に対して報告することを契約等により担保している。

(3) 特定重要設備の導入[又は委託による重要維持管理等] が緊急やむを得ない場合の対応条項

第 4 条 (緊急導入等)

1. 甲が、乙に対し、[本件特定重要設備の導入／委託による本件重要維持管理等]が経済安全保障推進法第 52 条第 1 項但書に定める緊急やむを得ない場合に該当する旨書面又は電子メール等の電磁的方法にて通知し、かつ、[乙から本件特定重要設備を緊急に導入する／乙に委託して本件特定重要設備の本件重要維持管理等を緊急に行う] に際して実施される乙の作業内容等に照らし必要である場合、乙は、甲に対し、第 3(a)条第 1 項及び第 2 項に定める報告及び提出を、[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の委託]後、速やかに行うものとする。この場合において、第 3(a)条第 1 項及び第 2 項における「導入等計画書」は、「緊急導入等届出書」と読み替えるものとする。
2. 甲が、乙に対し前項の通知を行ったにもかかわらず、[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の委託]が経済安全保障推進法第 52 条第 1 項但書に定める緊急やむを得ない場合に該当しないことが判明した場合、前項の規定は適用しない。
3. 甲及び乙は、前項に定める事項が判明した時点において、[本件特定重要設備の導入／委託による本件重要維持管理等]が未了（[導入に向けた手続が一切開始されていない又は開始されたものの導入が完了していない／委託の開始に向けた手続が一切開始されていない又は開始されたものの委託が開始していない]場合を指す。）である場合、導入等に向けた手続（緊急導入等届出書の届出に向けた手続が開始されている場合には、当該手続も含む。）を直ちに停止するとともに、必要に応じて甲乙間で協議し、導入等計画書の届出を含め、経済安全保障推進法の定める手続に従った[導入／委託]の実現に向けて最大限努力するものとする。
4. 甲及び乙は、緊急に[本件特定重要設備の導入／委託による本件重要維持管理等]を行った後、第 2 項に定める事項が判明した場合、甲及び乙は、必要に応じて甲乙間で対応を協議し、主務大臣への連絡及び相談を行い、主務大臣の指示を仰ぐことを含め、経済安全保障推進法の遵守につき最大限努力するものとする。

＜解説＞

1. 特定重要設備の導入又は委託による重要維持管理等が緊急やむを得ない場合
 - (1) 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合には、導入等の前にあらかじめ導入等計画書を主務大臣に届け出ることなく、導入等を行うことができます（以下「緊急導入等」といいます。）（経済安全保障推進法第52条第1項但書）。
 - (2) 他の事業者から特定重要設備の導入を行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合と認められるためには、以下の事項をいずれも充たす必要があります（主務省令第10条第1項）。これら事項の該当性の判断は、特定社会基盤事業者が行います。
 - ア. 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあること
 - イ. 特定社会基盤事業者が、経済安全保障推進法第52条第1項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合でないこと
 - ウ. 他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であること
 - エ. ウのほかにアの支障の除去又は発生の防止のために適当な方法がないこと
2. 緊急導入等届出書の届出
 - (1) 経済安全保障推進法第52条第1項但書に基づき、緊急やむを得ない場合として特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせたときは、特定社会基盤事業者は、遅滞なく、当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する届出書（緊急導入等届出書）を主務大臣に届け出る必要があります（同法第52条第11項）。当該届出書の様式（主務省令様式第五（一）（二））は、導入等計画書（主務省令様式第四（一）（二））と同じ記載事項に加えて、緊急やむを得ない場合であった理由について記載することになります。緊急やむを得ない場合であった理由としては、上記の主務省令第10条に定める要件に沿って、以下の事項を記載することになります。
特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと
 - ア. 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容
 - イ. アが生じた時期及び期間
 - ウ. アにより特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響
 - エ. アに対する措置のため緊急に導入を行い又は重要維持管理等を行わせる必要があった期日
 - オ. 導入等計画書の届出によっては対応ができなかった理由特定社会基盤事業者が、経済安全保障推進法第52条第1項本文の規定の適用を免れる

目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものでないこと

カ. アが生じた原因

キ. アを把握した時期

ク. アの発生を回避できなかった理由

他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと

ケ. アと特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容

コ. ケと緊急に行った導入又は行わせた重要維持管理等との関係

緊急に導入を行い又は重要維持管理等を行わせるほかに適当な方法がなかったこと

サ. 緊急に導入を行い又は重要維持管理等を行わせる以外に検討した他の手段の内容

シ. 他の手段によってはアに対応できなかった理由

- (2) 緊急導入等届出書の記載事項には、導入等計画書と同じ記載事項が含まれるため、特定社会基盤事業者は、緊急導入等の場面においても、特定重要設備の供給者や委託の相手方から、第3(a)(b)条第1項及び第2項に定める報告及び提出を受ける必要があります。もともと、緊急導入等届出書の届出は、導入等の後遅滞なく行えば足りるため（経済安全保障推進法第52条第11項）、第3(a)(b)条第1項及び第2項に定める連絡及び提供の時期を、導入等の後速やかに行うとすることも考えられます（変更後遅滞なく届出を行うために、特定重要設備の供給者又は委託の相手方からは導入等の後速やかに連絡等を受領する形としています。）。第1項は、かかる場面に備えたものです。
3. 緊急導入等の要件を充たさなかった場合の対応
- (1) 特定社会基盤事業者が、緊急導入等の要件を充たしていると判断し、その旨特定重要設備の供給者や委託の相手方に通知し、契約当事者間において、緊急導入等の規定の適用を前提に動いたにもかかわらず、当該要件の不充足が判明することが考えられます。
- (2) 緊急導入等の要件を充たしていないことが判明した時点において、導入や委託の開始に向けた手続自体は進めていたものの、まだ導入が行われておらず、又は重要維持管理等を開始していない場合には、特定社会基盤事業者は、導入等に向けて進めていた作業を停止し、導入等の前に導入等計画書を届け出ることにより、経済安全保障推進法の定める通常の手続に従った導入等の実現に向けて特定重要設備の供給者や委託の相手方と協力することが考えられます。導入等計画書の場合には禁止期間の定め等もあることから、導入等のスケジュールが大幅に変更となることが考えられるところ、これらにつき、再度協議し、合意する必要があります。

他方、緊急導入等の要件を充たしていないことが判明した時点において、すでに導入が完了し、又は重要維持管理等が開始している場合には、特定社会基盤事業者は、行うべき導入等届出書の届出をせずに導入等を行ったこととなるため、対応につき主務大

臣と協議するなどして、同法の遵守に向けて検討することとなります。なお、同法第92条第1項第1号は、行うべき導入等届出書の届出をせずに導入等を行った場合につき、罰則が科されることを規定しています。

5. 法第54条第1項の変更の届出を行うための情報を適切に取得するための条項

(1) 導入に関する条項

第5(a)条（導入等計画書に関する重要な変更）

1. 乙は、第3(a)条の規定に基づいて甲に提供した情報について、本件特定重要設備の導入を行う前に次に掲げる変更が生じる場合には、あらかじめ甲に対し、変更する時期及び変更する内容を、書面又は電子メール等の電磁的方法により連絡するものとする。ただし、当該期限までに連絡することが不可能又は著しく困難なときは、可及的速やかに連絡するとともに、甲が主務大臣に当該変更について必要な届出をすることができるよう協力するものとする。
 - (1) 本件特定重要設備の概要に係る変更
 - (2) 本件特定重要設備の導入の内容に係る変更
 - (3) 乙の名称、住所又は設立準拠法国等（乙が個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (4) 本件特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (5) 構成設備の種類、名称及び機能に係る変更
 - (6) 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更
 - (7) 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
 - (8) 第8条に掲げる事項に係る変更
2. 前項の場合において、乙は、次に掲げる書類を併せて甲に提供するものとする。ただし、乙及び構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは(1)の書類を、乙及び構成設備の供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは(2)の書類の提供を、それぞれ省略することができる。
 - (1) 乙及び構成設備の供給者の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 乙及び構成設備の供給者の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）
3. 前二項の定めにかかわらず、乙又は構成設備の供給者は、経済安全保障推進法で認められている限度において、これら各項に定める情報又は書類を主務大臣に対して直接提出することができるものとする。

4. 前項の場合において、乙は、乙又は構成設備の供給者が主務大臣に直接提出する情報、書類の名称及び導入等計画書におけるどの届出事項に関する情報であるかをあらかじめ甲に通知するものとする。乙は、甲乙間で別途協議して定める期限までに前項の直接提出を行い又は構成設備の供給者をして直接提出を行わせ、提出後速やかに甲に報告する。
5. 乙は、前各項に基づき乙が負う義務を担保するため、構成設備の供給者に対して本覚書における乙の甲に対する義務と同等の契約上の義務（構成設備の供給者において、本覚書に基づき乙が甲に対して報告義務、書類提出義務その他の協力義務を負う事項につき、乙に対して報告、書類提出その他の協力をすることを含む。）を課す等適切な措置を講じ、甲の求めに応じて構成設備の供給者に関する事項を報告しなければならない。乙は、構成設備の供給者が、乙及び構成設備の供給者の間の契約上の義務を履行するために、甲及び構成設備の供給者に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
6. 経済安全保障推進法第54条第2項により準用される第52条第4項に基づく主務大臣の審査の過程において、甲又は乙に対して官公庁から問い合わせ等があった場合においては、乙は、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
7. 甲は、乙が本条に基づく義務を履行するために、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
8. 前各項の規定は、甲が、乙に対し、第4条第1項に定める通知を行った場合には、適用しない。ただし、第4条第3項に定める事由が判明した場合を除く。

第6(a)条（変更をすることが緊急やむを得ない場合）

甲が、乙に対し、経済安全保障推進法に基づき届け出た導入等計画書に係る第5(a)条に定める変更をすることが緊急やむを得ない場合に該当する旨書面又は電子メール等の電磁的方法にて通知し、かつ、導入等計画書を変更して乙から本件特定重要設備を緊急に導入するに際して実施される乙の作業内容等に照らし必要である場合、乙は、甲に対し、第5(a)条第1項及び第2項に定める連絡及び提供を、導入等計画書に係る第5(a)条第1項各号に定める変更後、速やかに行うものとする。

(2) 重要維持管理等の委託に関する条項

第5(b)条（導入等計画書に関する重要な変更）

1. 乙は、第3(b)条の規定に基づいて甲に提供した情報について、本件重要維持管理等の委託の開始前又は本件重要維持管理等の委託の期間の終了前（ただし、甲が、乙に対し、第4条第1項に定める通知を行った場合には、第4条第3項に定める事由が判明した場合でない限り、本件重要維持管理等の委託の期間の終了前に限る。）に以下に掲げる変更（以下「重要な変更」という。）が生じる場合には、あらかじめ甲に対し、変更する時期及び変更する内容を、書面又は電子メール等の電磁的方法により連絡するものとする。ただし、当該期限までに連絡することが不可能又は著しく困難なときは、可及的速やかに連絡するとともに、甲が主務大臣に当該変更について必要な届出をすることができるよう協力するものとする。
 - (1) 本件特定重要設備の概要に係る変更
 - (2) 本件重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間に係る変更（本件重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）
 - (3) 乙の名称、住所又は設立準拠法等（乙が個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（本件重要維持管理等の委託の開始後に変更する場合（乙の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）
 - (4) 本件重要維持管理等の全部又は一部が乙以外の事業者にも再委託される場合において、当該再委託の内容及び時期又は期間に係る変更（再委託の期間を短縮するものを除く。）
 - (5) 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（本件重要維持管理等の委託の開始後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）
 - (6) 第8条に掲げる事項に係る変更
2. 前項の場合において、乙は、以下に掲げる書類を併せて甲に提供するものとする。ただし、乙及び再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法等に変更がないときは(1)の書類を、乙及び再委託の相手方等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは(2)の書類の提供を、それぞれ省略することができる。
 - (1) 乙及び再委託の相手方等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
 - (2) 乙及び再委託の相手方等の役員の旅券の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等を証する書類）
3. 前二項の定めにかかわらず、乙又は再委託の相手方等は、経済安全保障推進法で認めら

れている限度において、これら各項に定める情報又は書類を主務大臣に対して直接提出することができるものとする。

4. 前項の場合において、乙は、乙又は再委託の相手方等が主務大臣に直接提出する情報、書類の名称及び導入等計画書におけるどの届出事項に関する情報であるかをあらかじめ甲に通知するものとする。乙は、甲乙間で別途協議して定める期限までに前項の直接提出を行い又は再委託の相手方等をして直接提出を行わせ、提出後速やかに甲に報告する。
5. 乙は、前各項に基づき乙が負う義務を担保するため、再委託の相手方等に対して本覚書における乙の義務と同等の契約上の義務（再委託の相手方等において、本覚書に基づき乙が甲に対して報告義務、書類提出義務その他の協力義務を負う事項につき、乙に対して報告、書類提出その他の協力することを含む。）を課す等適切な措置を講じ、甲の求めに応じて再委託の相手方等に関する事項を報告しなければならない。乙は、再委託の相手方等が、乙及び再委託の相手方等との間の契約上の義務を履行するために、甲及び再委託の相手方等に対し、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
6. 経済安全保障推進法第54条第2項により準用第52条第4項に基づく主務大臣の審査の過程において、甲又は乙に対して官公庁から問い合わせ等があった場合においては、乙は、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。
7. 甲は、乙が本条に基づく義務を履行するために、必要な情報の提供を含む、合理的な協力を行うものとする。

第6(b)条 （変更をすることが緊急やむを得ない場合）

甲が、乙に対し、経済安全保障推進法に基づき届け出た導入等計画書又は緊急導入等届出書に係る第5(a)条に定める変更をすることが緊急やむを得ない場合に該当する旨書面又は電子メール等の電磁的方法にて通知し、かつ、導入等計画書又は緊急導入等届出書を変更して乙に委託して本件重要維持管理等を緊急に行うに際して実施される乙の作業内容等に照らし必要である場合、乙は、甲に対し、第5(a)条第1項及び第2項に定める連絡及び提供を、導入等計画書又は緊急導入等届出書に係る第5(a)条第1項各号に定める変更後、速やかに行うものとする。

<解説>

※第5(a)条及び第5(b)条共通

1. 経済安全保障推進法第54条第1項では、特定社会基盤事業者は、同法第52条第1項の規定により届け出た導入等計画書について、特定重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは期間の終了前に同法第52条第2項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、あらかじめ、当該導入等計画書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務大臣に届け出なければならないこととされています。
2. 重要な変更については、主務省令第23条第1項第1号から第8号に列挙されており、内容は以下のとおりです。

第1号	特定重要設備の概要に係る変更
第2号	特定重要設備の導入の内容の変更
第3号	イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更※ ロ 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
第4号	イ 構成設備の種類、名称及び機能に係る変更 ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。）※ ハ 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地に係る変更（工場又は事業場の所在する国名を変更する場合におけるものに限る。）
第5号	重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。）
第6号	重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（重要維持管理等の委託の相手方の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）※
第7号	イ 再委託の内容及び時期若しくは期間又は再々委託の内容及び時期若しくは期間に係る変更（重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。） ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国等（個人である場合にあっては、氏名、住所又は国籍等）の変更（重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合（再委託の相手方等の名称（個人である場合にあっては、氏名）を変更するものを除く。）を除く。）※

第 8 号	リスク管理措置に係る変更
-------	--------------

※住所の変更にあつては、国名を変更しない場合には重要な変更となりません。

3. 導入等計画書の変更の案に添付すべき書類については、主務省令第 23 条第 3 項にて、①供給者等の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）及び②供給者等の旅券等の写しが挙げられています。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等に変更がないときは①を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは②を省略することができることとされています。
4. なお、経済安全保障推進法第 54 条第 4 項では、導入等計画書に記載した事項の変更のうち重要な変更該当するもの以外のものについて、主務省令第 24 条で定める軽微な変更該当するものを除き、事後報告を求めているところ、当該事後報告については第 3(a)条及び第 3(b)条に定めています。
5. 導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の変更をすることが緊急やむを得ない場合の対応
 - (1) 経済安全保障推進法第 54 条第 1 項本文に定める変更をすることが緊急やむを得ない場合、特定社会基盤事業者は、導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の変更の案及び添付書類を変更前に事前に主務大臣に届け出ることなく、当該変更を行うことができます（同法第 54 条第 1 項但書）。
 - (2) 経済安全保障推進法第 54 条第 1 項本文に定める変更をすることが緊急やむを得ない場合と認められるためには、以下の事項をいずれも満たす必要があります（主務省令第 23 条第 4 項）。
 - ア. 特定社会基盤役務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあること
 - イ. 特定社会基盤事業者が、同法第 54 条第 1 項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合でないこと
 - ウ. 導入等計画書（又は緊急導入等届出書）を変更して特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を緊急に行う必要があること
 - エ. ウのほかアの支障の除去又は発生防止のために適当な方法がないこと
 - (3) 経済安全保障推進法第 54 条第 1 項但書に基づき、緊急やむを得ない場合として変更を行った場合、特定社会基盤事業者は、変更後、遅滞なく、当該変更の内容を記載した導入等計画書又は緊急導入等届出書を主務大臣に届け出る必要があります（同法第 54 条第 3 項）。当該届出書の様式（主務省令様式第八（二））は、同法第 54 条第 1 項本文に係る届出書（主務省令様式第七（二））と同じ記載事項に加えて、緊急やむを得ない場合であった理由について記載することになります。緊急やむを得ない場合であった理由としては、上記の主務省令第 23 条第 4 項に定める要件に沿って、以下の事項を記載することになります。

特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれがあったこと

ア. 特定社会基盤役務の提供に生じた支障又は生ずるおそれの内容

- イ. アが生じた時期及び期間
- ウ. アにより特定社会基盤役務の提供に対して生じた影響
- エ. アに対する措置のため緊急に重要維持管理等を行わせる必要があった期日
- オ. 導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の変更の案の届出によっては対応ができなかった理由

特定社会基盤事業者が、経済安全保障推進法第54条第1項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせたものでないこと

- カ. アが生じた原因
- キ. アを把握した時期
- ク. アの発生を回避できなかった理由
- 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を緊急に行うことがその支障の除去又は発生の防止のために必要であったこと
- ケ. アと特定重要設備の関係及び特定重要設備に生じた支障の内容
- コ. ケと緊急に行った特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託との関係
- 緊急に特定重要設備の導入又は重要維持管理等を行わせるほかに適当な方法がなかったこと
- サ. 緊急に特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を行う以外に検討した他の手段の内容
- シ. 他の手段によってはアに対応できなかった理由

- (4) 上記のとおり、変更の内容を記載した導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の記載事項には、経済安全保障推進法第54条第1項本文に係る届出書と同じ記載事項が含まれるため、特定社会基盤事業者は、導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の変更をすることが緊急やむを得ない場合においても、特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方から、第5(a)又は(b)条第1項及び第2項に定める連絡及び提供を受ける必要があります。もっとも、変更の内容を記載した導入等計画書（又は緊急導入等届出書）の届出は、変更後遅滞なく行えば足りるため（同法第54条第3項）、第5(a)又は(b)条第1項及び第2項に定める連絡及び提供の時期を、変更後速やかに行うことも考えられます（変更後遅滞なく届出を行うために、特定重要設備の供給者又は重要維持管理等の委託の相手方からは変更後速やかに連絡等を受領する形としています。）。第6(a)条及び6(b)条は、かかる場面に備えたものです。

6. 乙から提供を受けた情報の表明保証に関する条項

第7条（表明保証）

1. 乙は、[第3(a)条／第3(b)条]、第4条、[第5(a)条／第5(b)条]及び[第6(a)条／第6(b)条]に基づき甲又は主務大臣に提出する乙自身に関連する情報について、乙が甲又は主務大臣に対して当該情報等を提出した時点において正確であることを表明及び保証するものとする。
2. 乙は、[第3(a)条／第3(b)条]、第4条、[第5(a)条／第5(b)条]及び[第6(a)条／第6(b)条]に基づき甲又は主務大臣に提出する乙自身が取得した個人情報について、当該個人情報の取得及び第三者への提供に関し、個人情報の提供者からの同意取得を含む、国内外の適用法令等（法律、政令、通達、規則、命令及び条例を含む。）の要件及び手続を満たしていることを表明及び保証するものとする。

<解説>

1. 甲が乙から受領した情報が不正確である場合、導入等計画書の内容も不正確となる可能性があることから、第1項において、乙が本条に基づき甲又は主務大臣に提出する情報のうち、乙自身に関する情報については、乙が甲又は主務大臣に対して当該情報を提出した時点における正確性を表明保証することとしています。なお、乙が甲に提出した情報の内容に変更が生じた場合には、第5(a)条／第5(b)条第1項に基づき、乙は変更後の情報を再提出する義務を負い、かつ、再提出された変更後の情報の正確性について、本項に基づいて、再提出時点における正確性の表明保証がなされることとなります。
2. 一方、構成設備の供給者や再委託の相手方等が提供した情報等については、乙がその正確性を検証することが困難な場合もあると考えられます。そのため、本覚書では、乙自身が提出した情報に関する表明保証に留めています。もっとも、本制度の運用上は、構成設備の供給者や再委託の相手方等が提供した情報についても正確性が担保されることが重要です。この点に対処するためには、例えば、乙が構成設備の供給者又は再委託の相手方等と締結する契約において、構成設備の供給者又は再委託の相手方等に情報等の正確性を表明保証させることによって、サプライチェーン下流から提供される情報についても、情報の正確性が担保される仕組みを構築することが考えられます。
3. 乙が甲又は主務大臣に提出する情報の中には役員等の個人情報も含まれるところ、個人情報の取得及び第三者への提供に関しては、国内外の個人情報保護規制が適用されることとなります。そのため、乙が甲又は主務大臣に提出する個人情報について、乙自身が取得したものについては、その取得及び第三者への提供について、国内外の適用法令等の要件及び手続を満たしていることを表明保証することとしています。なお、個人情報の提供については、国内外の法律によって要件や正当化根拠が異なるため、個別の取引に係る法域の規制内容に応じて、表明保証の内容を調整することも考えられます。

7. リスク管理措置の実施に関する条項

第8条 (リスク管理措置)

乙は、甲が、経済安全保障推進法に基づく義務の履行として、[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の委託]に当たって特定妨害行為を防止するための措置を講ずるために合理的な協力を行うものとする。乙の具体的な協力の内容は、別途甲と乙の間において書面又は電子メール等の電磁的方法により合意する。甲及び乙は、当該合意の際、乙の当該協力が、主務省令の導入等計画書の様式に列挙されるいずれの措置に関するものであるかを相互に特定し確認するものとする。

<解説>

1. リスク管理措置の意義

- (1) リスク管理措置とは、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託を行うに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置を指します（主務省令第16条第1号）。特定社会基盤事業者は、導入等計画書や緊急導入等届出書にリスク管理措置を記載する必要があります（経済安全保障法第52条第2項第4号、第11項）。
- (2) 特定社会基盤事業者は、特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるリスクを自ら評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を実施することが求められています。

2. 様式記載の措置の内容及びその要否

- (1) 具体的なリスク管理措置は、各主務省令における導入等計画書の様式に列挙されていますが、リスク管理措置はリスクの内容及び程度に応じて講じられるべきものであり、様式に列挙される措置の全てを常に講ずる必要はありません。
- (2) 特定社会基盤事業者が自らリスク評価を行った結果、導入等計画書の様式に列挙されるリスク管理措置を行う必要があると判断した場合には、それぞれの項目の措置を講じた上、導入等計画書等の様式のチェック欄にチェックを入れた上で、当該措置を講じていることを証する書類を添付する必要があります。

なお、導入等計画書の様式に列挙されるリスク管理措置のうち一部については、当該措置を講じていることを証する書類を、特定重要設備の供給者又は構成設備の供給者並びに委託の相手方又は再委託の相手方等が主務大臣に直接提出することができることとされています（導入等計画書・記載上の注意参照）。この場合、供給者等は、それぞれ、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者並びに重要維持管理の委託の相手方に対し、あらかじめ、主務大臣に直接提出することを報告し、報告を受けた特定重要設備の供給者又は委託の相手方は、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとされています。

- (3) 特定社会基盤事業者が自らリスク評価を行った結果、導入等計画書の様式に列挙されるリスク管理措置を行う必要がないと判断した場合には、導入等計画書等の様式のチェック欄にチェックを入れないことも可能です。その際、備考欄にリスク管理措置を行う必要がないと判断した理由を記載することも可能です。また、リスク管理措置として導入等計画書の様式に列挙される項目の取組と同一でない取組であっても、これを同等のリスク管理が実施できていると認められる場合には、導入等計画書等の様式のチェック欄にチェックを入れた上で、備考欄にその取組内容を記載することが可能です。
3. 義務の主体
- (1) リスク管理措置を講ずべき主体は、特定社会基盤事業者です。そのため、様式に列挙される措置はいずれも特定社会基盤事業者がいかなる義務を負うかという形で記載され

ています。

- (2) しかし、特定社会基盤事業者は、一定の措置が実施されていることの確認を含め、様式に列挙される措置を自ら実施するためには特定重要設備の供給者や委託の相手方等から必要な協力を得ることが必要な場面もあると思われます。もっとも、特定重要設備の内容、重要維持管理等の内容、契約当事者の状況等により、合意されるべきリスク管理措置に係る乙の協力の要否やその内容は様々です。そのため、本参考規定案においては、契約当事者が個別具体的な状況に照らし、これを合意できる形としております。
- (3) 様式に列挙されるリスク管理措置の中には、特定社会基盤事業者の義務として、特定社会基盤事業者が一定の事項を確認できることを「契約等により担保」することを求めるものもあります。特定社会基盤事業者が自らリスク評価を行った結果、これらリスク管理措置を行う必要があると判断した場合には、特定社会基盤事業者は、単に事実上これら事項を確認できるだけでは足りず、これら事項を確認できることを「契約等により担保」する必要があることとなります。契約「等」と規定されているため、必ずしも契約に記載することが必須であるとまでは解されませんが、仮に契約に記載する場合には、乙との間の契約においてこれらを定めることとなります。
- (4) なお、一例として、以下のようにチェックボックス方式を用いた契約条項により、乙が行う協力の内容を合意することも考えられます。この場合、特定社会基盤事業者は、リスク評価の結果必要と考えられる措置のチェックボックスにチェックを入れることで、当該措置に係る協力事項を、特定重要設備の供給者又は委託の相手方との間の契約の内容とすることとなります。もっとも、下記のチェックボックスの項目は、様式の文言に照らし、乙が自ら行い得る可能性が高いと思われる項目のみを乙の協力事項として掲載しており、甲が自ら行うであろう事項に対しての乙の協力事項や、構成設備の供給者や重要維持管理等の再委託の相手方等を通じて行い得る協力事項等までは含めていないなど、あくまで一例に過ぎず、特定社会基盤事業者及び特定重要設備の供給者又は委託の相手方は、個別具体的な場面に照らして、経済安全保障推進法を遵守するという観点から、そもそも契約上乙に協力を行わせることが必要であるか否かを含め、また、仮に行わせるにしてもその範囲、内容等をどうするかについては相互に協議し、合意することが必要です。なお、以下のチェックボックス方式を用いた契約条項では、甲乙間において導入又は委託の対象となる具体的な設備又は役務を、単に「特定重要設備」又は「重要維持管理等」と表記しています。

記

【特定重要設備の導入の場合】

1. 乙は、乙における製造等の過程で、特定重要設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理措置及びこれを甲が特定重要設備の導入に際し確認できることを契約等により担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

- 乙は、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制を構築するとともに、脆弱性テスト（構成設備の供給者によって実施されるものを除く。）を導入までに実施するものとする。ただし、甲がこれらを実施する旨乙に通知した場合には、乙は、これらの実施に代えて、甲に対し必要な協力をするものとする。
 - 乙は、甲によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装するものとする。
 - 乙は、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）において信頼できる品質保証体制を確立するものとする。
 - 乙は、特定重要設備の製造工程（開発工程を含む。）における不正な変更の有無について、定期的又は随時に確認するものとする。
 - 乙は、特定重要設備の製造環境（開発環境を含む。）において、定められた要員以外がアクセスできないよう、アクセス可能な要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステム等へのアクセス制御）に適切に制限するものとする。具体的な制限の内容は、別途甲と乙の間において書面又は電子メール等の電磁的方法により合意する。
 - 乙は、特定重要設備の設置等に際して不正な変更を加えることを防止する体制を確立するものとする
 - 乙は、導入した特定重要設備に不正な変更やそのおそれがあることを甲が発見した場合には、甲に対し、詳細な調査や立入検査等に協力をするものとする。
2. 乙は、甲が、特定重要設備の導入に際し、特定重要設備について、将来的に保守・点検等が必要となることを見込まれる場合に、当該保守・点検等を行うことができる者が乙に限られるかどうか等の実態を踏まえて供給者を選定するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
- 乙は、特定重要設備につき、サービス保証（故障対応や脆弱性対応等）を十分に講ずるものとする。
3. 乙は、特定重要設備について、不正な妨害が行われる兆候を把握可能な体制及び不正な妨害が加えられた場合であっても冗長性が確保されているなど役務の提供に支障を及ぼさない構成となっていることを担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
- 乙は、特定重要設備についてアクセス制御に関する仕組みを講ずるとともに、特定重要設備に対する不正なアクセスを監視する仕組みを導入時までに実装するものとする。ただし、甲がこれらを実施する旨乙に通知した場合には、乙

は、これらの実施に代えて、甲に対し必要な協力をするものとする。

4. 乙は、乙について、過去の実績を含め、国内法令及び国際的に受け入れられた基準の遵守状況を甲が特定重要設備の導入に際し確認するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
 - 乙は、甲に対し、甲による第◆条に係る導入等計画書の届出の前日から起算して過去3年間の実績を含め、乙が国内の関連法規及び国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを表明する。
5. 乙は、特定重要設備の供給の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを甲が特定重要設備の導入に際し確認するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
 - 乙は、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、甲との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを甲に対して報告するものとする。
6. 乙は、乙に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報及び当該情報について変更があった場合に、甲が適時に情報提供を受けられることを契約等により担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
 - 乙は、甲に対し、乙の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属及び専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報を提供するものとする。乙は、契約締結後にこれら事項について変更があった場合、甲に対し、適時にその旨を通知するとともに、変更後の情報を提供するものとする。
7. 乙は、前各項に定める事項と同等のリスク管理が実施できると認められる措置として、別途甲乙が書面又は電子メール等の電磁的方法により合意した場合には、かかる合意に従い協力を行うものとする。甲及び乙は、当該合意の際、当該措置が、前各項のいずれの措置と同等の効果を有するものかを相互に特定し確認するものとする。
8. 乙は、甲の求めに従い、前各項に定める乙の協力の実施として、又はその実施の証明として、甲に対し、必要な書面を提出するものとする。乙が、法令に従い当該書面を直接主務大臣に提出する場合には、乙は、甲に対し、事前にその旨を報告するものとする。構成設備の供給者が、乙と構成設備の供給者との間の契約に基づき、甲に対し乙とともに主務省令の導入等計画書の様式に列挙される措置に関する協力をを行い、その協力の実施として、又はその実施の証明として、甲に対し、必要な

書面を提出する場合において、乙が、構成設備の供給者から、法令に従い、当該書面を直接主務大臣に提出する旨の報告を受けた場合も、同様とする。

【重要維持管理等の委託の場合】

1. 乙は、委託された重要維持管理等の実施に当たり、特定重要設備について、乙（その従業員を含む。）によって甲が意図しない変更が加えられることを防止するために必要な管理措置等がなされ、その管理等に関する事項を甲が重要維持管理等の委託に際し確認できることを契約等により担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
 - 乙は、特定重要設備の操作ログ、作業履歴等の保管に関する手順及びその確認に関する手順を明確に定めるとともに、当該操作ログや作業履歴等の確認等により特定重要設備に対する不正な変更の有無を定期的又は随時に確認するものとする。
 - 乙は、乙が保有する設計書及び設備等の情報につき、乙が定めた要員以外が当該情報にアクセスできないよう、当該要員を物理的（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的（データやシステムへのアクセス防御）に適切に制限するものとする。
 - 乙は、重要維持管理等の実施環境において、乙が定めた要員以外がアクセスできないよう、当該要員を物理的手法（監視カメラ等の入退室管理等）かつ論理的手法（データやシステムへのアクセス防御）により、適切に制限するものとする。
 - 乙は、重要維持管理等を実施する要員及び管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育、研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めるものとする。
2. 乙は、重要維持管理等の再委託が行われる場合において、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が乙を通じて甲に提供され、また、再委託を行うことについてあらかじめ甲の承認を受けることを契約等により担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。
 - 乙は、重要維持管理等の全部又は一部を第三者に再委託する際には、事前に甲の承認を受けるものとする。
 - 乙は、前号に基づき再委託を実施する場合、再委託の相手方等に対し、再委託の相手方等がさらなる再委託を行う場合には事前に甲の承認を受けること及び再委託の相手方等が乙と同等のサイバーセキュリティ対策を確保することを、再委託を行う場合の条件として設定するものとする。
3. 乙は、乙が契約に反して重要維持管理等の役務の提供を中断又は停止するおそれ

がないことを甲が重要維持管理等の委託に際し確認するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 乙は、甲に対し、乙の事業計画（例えば、中期経営計画等）、資産状況及び役務の提供実績等を提出するものとする。

4. 乙は、乙について、過去の実績を含め、国内法令及び国際的に受け入れられた基準の遵守状況を甲が重要維持管理等の委託に際し確認するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 乙は、甲に対し、甲による第◆条に係る導入等計画書の届出の前日から起算して過去3年間の実績を含め、乙が国内の関連法規及び国際的に受け入れられた基準（それに基づいて各国で整備されている規制等を含む。）に反していないことを表明する。

5. 乙は、甲が、委託した重要維持管理等の適切性について、外国の法的環境等により影響を受けるものではないことを重要維持管理等の委託に際し確認するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 乙は、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）により、甲との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを甲に対して報告するものとする。

6. 乙は、乙に関して、我が国の外部からの影響を判断するに資する情報及び当該情報について変更があった場合に、甲が適時に情報提供を受けられることを契約等により担保するための措置として、甲に対し、次に掲げる協力を行う（ただし、チェックボックス（□）にチェックが入っているものに限る。）。

□ 乙は、甲に対し、乙の名称・所在地、役員や資本関係等、事業計画や実績、重要維持管理等の実施場所、作業に従事する者の所属及び専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）等に関する情報を提供するものとする。
乙は、契約締結後にこれら事項について変更があった場合、甲に対し、適時にその旨を通知するとともに、変更後の情報を提供するものとする。

7. 乙は、前各項に定める乙と同等のリスク管理が実施できると認められる措置として、別途甲乙が書面又は電子メール等の電磁的方法により合意した場合には、かかる合意に従い協力を行うものとする。甲及び乙は、当該合意の際、当該措置が、前各項のいずれの措置と同等の効果を有するものかを相互に特定し確認するものとする。

8. 乙は、甲の求めに従い、前各項に定める乙の協力の実施として、又はその実施の証明として、甲に対し、必要な書面を提出するものとする。乙が、法令に従い、当該

書面を直接主務大臣に提出する場合には、乙は、事前にその旨を甲に報告するものとする。再委託の相手方等が、乙と再委託の相手方等との間の契約に基づき、甲に対し乙とともに主務省令の導入等計画書の様式に列挙される措置に関する協力を行い、その協力の実施として、又はその実施の証明として、甲に対し、必要な書面を提出する場合において、乙が、再委託の相手方等から、法令に従い、当該書面を直接主務大臣に提出する旨の報告を受けた場合も、同様とする。

- (5) 特定社会基盤事業者が、リスク管理措置として様式に列挙される項目の取組と同一でないものの、それと同等である取組に関する協力を契約の内容とする場合には、当該措置を本参考規定案記載の措置と差し替える形で（すなわち、現在の参考規定案においてチェックボックス以下に記載してある措置を削除するとともに、当該箇所に特定社会基盤事業者が求める措置を追記した上で、該当のチェックボックスにチェックを入れる形で）条文化することが考えられます。
- (6) 構成設備が ISMAP の登録を受けているクラウドサービスである場合には、当該構成設備及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に係る、導入等計画書の様式に列挙されるリスク管理措置のうち一部について、リスク管理措置の記載を省略することができます（特定重要設備の導入に係る導入等計画書・記載上の注意参照）。
- (7) 様式に列挙される項目の趣旨や、具体的な取り組み及びリスク管理措置を講じていることを証する書類の例は「経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」「第2部：リスク管理措置の解説」に記載されているため、ご参照ください。

4. 各主務省令における相違点

様式に列挙されるリスク管理措置は、各主務省令においてほぼ共通していますが、一部異なります。経済産業省の省令（経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令）においては、様式に列挙されるリスク管理措置として、一定の措置が加筆されているためご留意ください。

8. 主務大臣による勧告・命令への対応のための条項

第9条（禁止期間中における[特定重要設備の導入／重要維持管理等]に関する義務）

1. 原契約の規定にかかわらず、原契約の目的である[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の委託]に関して、経済安全保障推進法に基づき導入等計画書を主務大臣が受理し、同法に基づく禁止期間が経過するまでは、乙は[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等]を行う義務を負わない。ただし、甲が乙に対し第4条第1項の通知を行った場合（同条第2項に定める事由が判明した場合を除く。）は、この限りでない。
2. 前項本文の場合において、原契約において[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の開始]の時期として合意された時期までに、甲が届出を行った導入等計画書に係る禁止期間が経過しない場合、甲及び乙は、当該時期の延期その他原契約の内容の変更について、誠実に協議するものとする。

<解説>

- (1) 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託（以下、本条の解説において「導入等」といいます。）においては、第4条に定める緊急導入等を行う場合を除き、特定重要設備の導入に関する売買契約や重要維持管理等に係る業務委託契約等を締結し、供給者等から特定社会基盤事業者に対して導入等計画書の届出のための情報提供等を行い（第3(a)条及び第3(b)条参照）、その上で導入等計画書の作成・届出を行い、禁止期間経過後に実際に導入等を行うという時系列が想定されます。しかし、本制度上は、当事者の想定に反し、導入等を予定している時期までに禁止期間が経過しないことがあり得ます。そのような場合、原契約に基づき、乙は当該時期において導入等を行う義務を負う一方で、そのような導入等がなされると、甲において経済安全保障推進法の違反となるという、当事者のいずれもが望まない状況が生じることがあり得ます。
- (2) このような懸念に対応するため、第1項においては、原契約の規定を上書きする形で、禁止期間が経過しない限り、乙において導入等を行う義務を負わないことを特に合意することとしています。
- (3) 上記(1)で示した時系列はあくまで一例であり、禁止期間の経過前に契約を締結することを念頭に置いたものとなります。一方で、実務上は、供給者等から特定社会基盤事業者に対する導入等計画書の届出のための情報提供等及び導入等計画書の届出を先行して行い、禁止期間の経過後に特定重要設備の導入に関する売買契約や重要維持管理等に係る業務委託契約等を締結するケースもあり得ます。その場合、先行する情報提供に係る義務については、本参考規定案の情報提供に関する定めを参照するなどしながら必要な情報の授受を行い、その上で導入等計画書の作成・届出を行い、禁止期間経過後に特定重要設備の導入に関する売買契約や重要維持管理等に係る業務委託契約等を締結することもあり得るのであって、このような場合、第9条は不要と考えられます。
- (4) 第2項は、原契約において導入等の時期として合意された時期までに導入等計画書に関する禁止期間が終了しない場合（勧告等がなされる場合を含みますが、これに限られず、勧告等はなされないまま禁止期間の延長があった場合や、そもそも導入等計画書の届出後導入等の予定時期までに十分な期間が確保されていなかったために導入等の予定時期までに禁止期間が経過しないような場合もあり得ます。）には、当事者間において、導入等の時期の延期やその他原契約の内容変更について協議することとしています。

第10条（勧告等があった場合の対応）

導入等計画書に関して、主務大臣より経済安全保障推進法第52条第6項に基づく勧告がなされた場合又はかかる勧告を受けずに禁止期間が経過することが困難であることが明らかになった場合、甲及び乙は、構成設備の変更や再委託先の変更を含めて対応を協議し、本件特定重要設備の導入又は本件重要維持管理等を実施できるよう最大限努力するものとする。

<解説>

本条は、経済安全保障推進法第52条第6項に基づく勧告がなされた場合、又は審査過程における審査当局とのやり取りを通じて届出済みの導入等計画書につき内容変更をしない場合には勧告がなされる蓋然性が高いことが明らかになった場合などに、当事者間において対応を協議して、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託（以下、本条の解説において「導入等」といいます。）を実施できるように最大限努力する旨の規定です。勧告が行われた場合等の対応には様々な選択肢があり得るため、ここでは「対応を協議する」とのみ規定していますが、特定の構成設備の変更、再委託先の変更などについて、当事者間であらかじめ方針が決まっている場合は、それを明示的に定めることも考えられます。

第11条（導入等計画書に係る重要な変更又は事後勧告等があった場合の対応）

1. 甲が、[本件特定重要設備の導入を行う前／本件重要維持管理等を行わせる前／本件重要維持管理等を行わせる期間の終了前]に、導入等計画書に係る重要な変更につき届出を行った場合において、主務大臣より経済安全保障推進法第54条第2項の準用する第52条第6項に基づく勧告がなされた場合又はかかる勧告を受けずに禁止期間が経過することが困難であることが明らかになった場合、甲及び乙は、当該重要な変更の要否、及び、構成設備の変更や再委託先の変更を含めて対応を協議し、当該変更の必要性が確認された場合には、当該変更を実施できるよう最大限努力するものとする。
2. ①[本件特定重要設備の導入／本件重要維持管理等の開始]後において、国際情勢の変化その他の事情の変更により、主務大臣が経済安全保障推進法第55条第1項に基づき、本件特定重要設備の検査又は点検の実施、本件特定重要設備の本件重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告した場合又はこれに準ずる要請を行った場合又は②甲が、乙に対し第4条第1項に定める通知を行い、緊急導入等届出書の届出を行った場合において、主務大臣が経済安全保障推進法第55条第2項に基づき、本件特定重要設備の検査又は点検の実施、本件特定重要設備の本件重要維持管理等の委託の相手方の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告した場合又はこれに準ずる要請を行った場合には、甲及び乙は、当該必要な措置をとることについて対応を協議し、その内容に合意するよう最大限努力するものとする。

<解説>

1. 導入等計画書に係る重要な変更があった場合の対応

第1項は、導入等計画書についての重要な変更について、経済安全保障推進法第54条第2項の準用する同法第52条第6項に基づく勧告がなされた場合又はその見込みがある場合などに、当事者双方が対応を協議して、特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託（以下、本条の解説において「導入等」といいます。）を実施できるように最大限努力する旨の規定です。基本的に第10条第1項と同様ですが、本項但書は、第10条と異なり、導入等計画書の審査が既に完了したことを前提に特定重要設備導入に向けた作業が開始しており、又は単発的な重要維持管理等の提供に向けた作業が開始しており、若しくは継続的な重要維持管理等の提供が開始している後に発生し得る状況であることを踏まえ、変更の取りやめも対応方針に含まれる形としています。

2. 事後勧告等があった場合の対応

第2項は、経済安全保障推進法第55条第1項に基づき、導入等計画書について事後的な勧告等が行われた場合、及び経済安全保障推進法第55条第2項に基づき、緊急導入等届出書について勧告等が行われた場合において、当事者間において勧告等がなされた措置をとることについて協議し、合意できるよう努力する旨を規定しています。

9. その他必要と考えられる条項

(1) 情報の取り扱いに関する規定

第12条（守秘義務条項）

1. 甲及び乙は、本覚書に関連して相手方当事者から開示された一切の情報（文書、電子メール、口頭、電子記憶媒体及びその他媒体の如何を問わない。以下「秘密情報」という。）を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、以下に掲げる情報は、本項に規定する秘密情報に含まれない。
 - (1) 情報開示時点で、既に公知の情報。
 - (2) 情報開示後、受領当事者が、守秘義務を課されることなく、第三者から適法に取得した情報。
 - (3) 情報開示時点で、既に受領当事者が保有していた情報。
 - (4) 情報開示後に、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、主務官庁から甲の経済安全保障推進法に基づく義務の履行に関連して秘密情報の開示を要請された場合（同法第58条及び第59条に基づく場合を含むが、これに限られない。）、又は、行政機関、規制当局又は裁判所から法令等に基づき秘密情報の開示を要求された場合には、必要最小限度の範囲で秘密情報を開示することができる。